

「区立学校における働き方改革推進プラン」の改定について

1 概要

- ・近年、教育課題の複雑化・多様化や学校を取り巻く環境の変化等により、小・中学校教員の長時間労働が深刻な問題となっている。
- ・教育の質を維持・向上させ、魅力ある学校づくりをしていくためには、教員のこれまでの働き方を見直し、教員が子どもたちと向き合う時間や授業の準備、研究等に費やす時間を増やして効果的な教育活動を行うことができる環境を整備する必要がある。
- ・平成30年2月、都教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務の解消に向けた対策の方向性が示された。
- ・平成31年3月、区教育委員会が「区立学校における働き方改革推進プラン」（以下「現プラン」という。）を策定した。
- ・区教育委員会では、現プランに基づき、学校における働き方改革に向けた様々な取組を推進している（※）が、令和5年度をもって現プランの計画期間が満了するため計画を改定する。

※区立学校における働き方改革推進に係る取組の進捗状況とその成果等について（別紙のとおり）

2 改定方針

- ・現プランの基本的な考え方、内容等を継承しつつ、この間の区の取組状況及び国・都等を含めた社会経済状況の変化を踏まえ、必要な見直し等を行う。
- ・現プランで当面の目標としていた「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」（※）という目標についても、新プランにおいて継承し、引き続き目標の達成を目指していく。

※在校時間60時間とは、都のプランにおいては、「月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態」を週当たりに換算したもの

3 本プランの位置付け

- ・本プランは、都教育委員会策定の「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境の整備により、学校教育の質の維持向上を図っていくことを目的とする。
- ・区教育委員会が定める実行計画と位置付け、区立学校における働き方改革を着実に推進していく。
- ・目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に学校の働き方改革に取り組んでいく。

4 計画期間

令和6年度～令和10年度（5年間）

5 検討体制

- ・教育委員会事務局内に「区立学校における働き方改革推進プラン検討委員会」を設置し、プラン改定に向けた検討を行う。
【構成】教育委員会事務局次長、中学校長会・副校長会代表、小学校長会・副校長会代表、教育委員会事務局各課長
- ・作業部会として「区立学校における働き方改革推進プラン検討委員会幹事会」を設置し、検討委員会での議論を踏まえ、各課主査級職員による実務担当者レベルでの改定作業を行う。

6 改定スケジュール

令和5年	6月	検討委員会及び幹事会の設置 第1回検討委員会（概要、スケジュール等の説明）
	9月	区議会への報告（概要、スケジュール等）
	10月	第2回検討委員会（骨子検討）
	11月	教育委員会への進捗報告
令和6年	1月	第3回検討委員会（改定案作成）
	2月	教育委員会決定
	3月	区議会への報告（新プランの報告） 各小・中学校への周知 ※幹事会については、検討委員会での議論を踏まえ随時開催する。 ※このほか、令和5年10月19日開催の総合教育会議において 「区立学校における働き方改革」について意見交換を行う。